

7月1日は、「びわ湖の日」です！！

～琵琶湖について改めて考えてみましょう！～

<りんを含む家庭用合成洗剤の使用の禁止について（滋賀県内）>



7月1日
びわ湖の日
30周年

今から 30 年ほど前、琵琶湖では大規模な赤潮*が発生する等の水質悪化が問題になりました。赤潮の原因の一つは、当時の合成洗剤に含まれていた「りん」という物質であったため、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）では、「りんを含む家庭用合成洗剤」の使用・販売の禁止等を定めています。

しかし、昨今、「りんを含む家庭用合成洗剤」が、インターネット等で販売されているのが見受けられます。

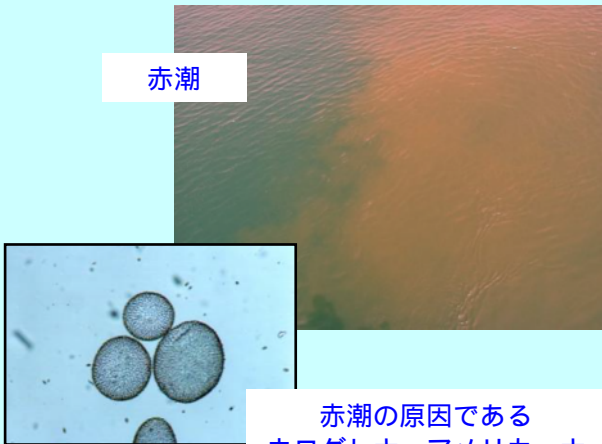


りんを含まない石けんの
使い方を教えている主婦



石けんと交換した有りん合成洗剤

赤潮

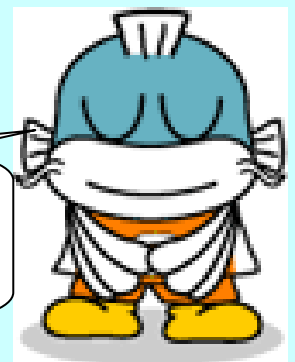


赤潮の原因である
ウログレナ・アメリカーナ

本県は、平成 23 年（2011 年）に「びわ湖の日 30 周年」という節目の年を迎え、今後もびわ湖を保全する各種事業を展開していきたいと考えております。これは、昭和 55 年（1980 年）7 月 1 日に、琵琶湖条例を施行し、その翌年の昭和 56 年（1981 年）に 7 月 1 日を「びわ湖の日」と決定したことによるものです。

そこで、県民のみなさまに、今一度、「琵琶湖を守り、美しい琵琶湖を次代に引き継ぐ」ために制定された、この琵琶湖条例の趣旨 について考えていただき、「りんを含む家庭用合成洗剤」（表示成分に『りん酸塩』と記載）を使用されないよう改めてお願いいたします。

「りん」の入っている
洗剤は使わないでね！



「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」より抜粋

(使用の禁止等)

第 17 条 何人も、県内(琵琶湖に流入しない河川の流域その他の地域で規則で定める区域を除く。以下この章において同じ。)において、りんを含む家庭用合成洗剤を使用してはならない。

2 何人も、県内に住所または居所を有する者に対し、りんを含む家庭用合成洗剤を贈つてはならない。

(販売の禁止等)

第 18 条 物品の販売を業とする者その他いかなる名義をもつてするを問わず対価を得て行う物品の供給を業とする者(以下「販売業者等」という。)は、県内において、りんを含む家庭用合成洗剤を販売し、または供給してはならない。

「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の前文

水は、大気、土などととも人間生存の基盤である。

この水を満々とたたえた琵琶湖は、日本最大の湖として、われわれに大きな試練を与えながらも、限りない恵みをもたらしてきた。

この琵琶湖が、近年、急激な都市化の進展などによつて水質の悪化、とりわけ富栄養化の進行という異常な事態に直面している。しかも、それは、琵琶湖自身の自然の営みによるものではなく、琵琶湖流域に住む人々の生活や生産活動によつて引き起こされている。

悠久の歴史をつづりながら、さまざまな人間活動を支えてくれた琵琶湖を、今、われわれの世代によつて汚すことは許されない。

水は有限の資源であり、琵琶湖はまさにその恩恵に浴する人々にとつての生命源であり、深い心のよりどころである。われわれは、幾多の困難を克服して、この水と人間との新しい共存関係を確立していかなければならない。

いまこそ、われわれは、豊かさや便利さを追求してきた生活観に反省を加え、琵琶湖のもつ多面的な価値と人間生活のあり方に思いをめぐらし、勇気と決断をもつて、琵琶湖の環境を保全するため総合的な施策を展開することが必要である。

琵琶湖とともに生き、琵琶湖を愛し、琵琶湖の恵みに感謝する県民が環境保全の意識に目ざめ、今、ひたむきに創造的な活動を繰りひろげている。

われわれは、この自治と連帯の芽を育てながら、一体となつて琵琶湖を守り、美しい琵琶湖を次代に引き継ぐことを決意し、その第一歩として、ここに琵琶湖の富栄養化を防止するための条例を制定する。

* 赤潮

水中のプランクトンが大量に増えることにより、海や湖沼が赤褐色に変わる現象。琵琶湖で発生するのは淡水赤潮。プランクトンのえさとなる窒素やリンの増加(富栄養化)が赤潮の主な原因といわれ、赤潮が発生すると、魚介類などが死んだり、飲み水に異臭が生じるなど生活にさまざまな影響を与えます。

担当：滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課

(琵琶湖条例)環境管理担当 電話：077-528-3357

(びわ湖の日)環境政策担当 電話：077-528-3354

E-mail：de00@pref.shiga.lg.jp